

国営昭和記念公園

行事開催の手引き



国営昭和記念公園
SHOWA KINEN PARK

■公園マップ



【参考】

- ①みんなの原っぱ：約 11ha(南北 400m、東西 300m、)
- ②うんどう広場：200mトラック 1 面、または 100m トラック 2 面が入る広さ
- ③フットサルコート：国際試合基準の専用コート 2 面
- ④ふれあい広場：約 4.3ha ()
- ⑤花木園展示棟（屋内展示室 約 48 m²）
- ⑧マラソンコース：管理用道路 1 周で約 5 km ()



※みどりの文化ゾーンをご利用希望の場合は花みどり文化センターへお問い合わせください。
※ エリアは未開園区域となります。



★①中央管理棟更衣室（貸出無料）		
	中央管理棟更衣室	
	男子更衣室	女子更衣室
ロッカー	小 48 口 (100 円)	小 144 口 (100 円)
	大 16 口 (200 円) ※コイン返却タイプ	大 32 口 (200 円) ※コイン返却タイプ
シャワー	3 ブース (5 分 100 円) ※温水	3 ブース (5 分 100 円) ※温水

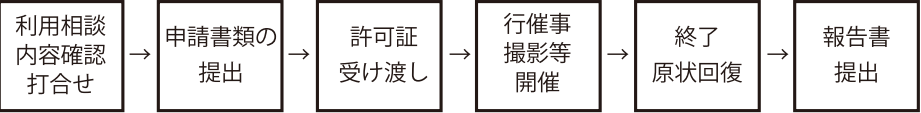
■はじめに

国営昭和記念公園内で行催事等を実施する場合は、都市公園法第 12 条に基づき、行催事の申請を行い、国土交通省国営昭和記念公園事務所長（以下「公園事務所長」という）から行為の許可を受けることが必要です。

■利用相談・受付窓口

国営昭和記念公園管理センター 企画グループ
TEL：042-528-1867
9：00～17：30（※休園日を除く）

■行催事開催・ロケーション撮影までの流れ



※必ず電話で事前にご相談ください。

■許可が必要な行為

公園内における行為のうち、以下の行為については申請が必要です。

- (1) 行催事内で物品を販売、又は頒布すること
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
- (3) アンケート調査又は動植物等の調査
- (4) 公園内に機器・囲い等を設置する等、一定の場所を独占的に使用する行催事
- (5) 開催日時を事前に告知することにより参加者を公募して行う行催事（※参加者・運営者の全体人数が 20 名未満のものを除く）
- (6) 公園内の一定の場所を独占的に使用して写真又は映画等を営利目的で撮影するもの（パブリシティを目的とした取材行為は除く）
- (7) 駐車場及びその進入路以外の場所へ自動車の乗り入れを行うもの

なお、次に該当するものは原則として許可いたしませんのでご了承ください。

- ①営利を目的とした物品の販売又は頒布（客引き等の営業行為を含む）
 - ②公園利用に直接関係のない集会・催し
 - ③営利のみを目的とする等著しく公共性に欠け、又は排他的な集会・催し
 - ④公共性に欠ける募金又は署名活動
 - ⑤公園利用又は公園管理に関係のない調査（国土交通省の施策に関するものは除く）
 - ⑥休園日又は開園時間外の利用（ロケーション撮影の場合で公園の PR 効果が高いと認められるものを除く）
 - ⑦土日祝日に車輛を利用する行催事（車輛を利用することが行催事の実施に不可欠で他の利用者の安全と快適性が損なわれないと認められる場合を除く）
 - ⑧次の項目に該当し明らかに公園利用の快適性を損なうもの
 - ・公園施設の損傷又は汚損
 - ・公園の風致又は美観の侵害
 - ・他の利用者に危害を与え又は不便を生じさせること
 - ⑨上記の他、公園事務所長が公園の利用又は管理上から不都合と認めるもの

■許可条件

次の事項を厳守することを利用の条件とします。

- (1) 一般利用者に迷惑をかけないよう次の事項に留意すること。
 - ・公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。
 - ・公園を損傷したり汚損する等、公園利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。
 - ・公園の風致及び美観、その他公園としての機能を害しないこと。
- (2) 許可を受けた事項を変更するときは、簡易なものを除き公園事務所長の許可を受けること。
- (3) 許可の期間が満了した時は使用施設を直ちに原状に回復すること。ただし、原状に回復することが不適當な場合は、公園事務所又は管理センター職員の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (4) 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、速やかに国営昭和記念公園管理センター（以下「管理センター」という）に連絡するとともに公園利用者の安全を図り、申請者の責任において速やかに処理すること。
- (5) 公園施設を損傷し、汚損し、又は滅失した場合は、これを処理し、もしくは原状に回復、又は賠償すること。
- (6) 都市公園法及び関係法令を遵守するとともに、管理センターの指示に従うこと。
- (7) 自転車の使用については目的以外使用しないこと。
- (8) ロケーション撮影の場合、「国営昭和記念公園」というクレジットを入れること。

■行催事・ロケーション撮影 利用申請期間について

国営昭和記念公園事務所（以下「公園事務所」という）への申請期間については次の通りです。下表の利用申請期間内に申請書を提出してください。なお、電話での仮予約は受付しておらず、原則として申請書の提出順に利用予約とさせていただきます。

利用内容	利用申請期間
新規行催事	実施日の 12 カ月前から 3 カ月前まで
うんどう広場 (100 名以上) フットサルコート (50 名以上) を使用する行催事 (注 1)	
その他行催事	実施日の 12 カ月前から 2 カ月前まで
ロケーション撮影 (個人撮影を除く)	実施日の 12 カ月前から 1 カ月前まで

※行催事の許可が下りなければ告知を開始することはできません。
※管理用道路を使用するマラソン大会は 500 名以上の規模の大会のみ実施可能です。
※(注 1 この人数に達しない場合は各エリアでの行催事申請は摘要されません。

■利用期間・時間について

利用期間及び時間は、入退園、準備、撤去に要する日時を含め次の通りです。

利用期間	1 月 2 日から 12 月 30 日まで なお休園日（1 月の第 3 月曜から金曜日）はイベント利用不可
利用時間	関係者 7：00～18：00（時間外については要相談） 参加者 9：30～閉園時間

※マラソン大会を開催できる時期は原則夏季（6 月）、冬季 (12 月～2 月) となります。
※春・秋の繁忙期は、場所によっては行催事やロケーション撮影を行うことができません。
※うんどう広場及びフットサルコートの利用は、各会場につき 1 団体 1 ヶ月に 1 回（連続する複数日も含む）を限度とします。
※早朝・夜間対応を必要とする場合にかかる経費（スタッフ人件費等）は、申請者側にご負担いただく場合があります。

■利用の手続き手順

- (1) 利用の相談・内容確認
 - ・検討中の行催事、ロケーション撮影等の実施については、電話等で必ず事前にご相談ください。（TEL：042-528-1867）
 - ・事前相談のない行催事、ロケーション撮影等の申請は受け付けません。
- (2) 申請書類の提出
 - ・利用申請期間については上記の表の通りです。期間内に必ず申請書を提出してください。
 - ・申請書類は、事前相談後担当者よりメールにてお送りします。
 - ・園内に仮設工作物を設置する場合には、都市公園法第 6 条に基づく占用許可申請書の提出が必要になります。
- (3) 実施の許可
 - ・申請書類を提出後、公園事務所長から許可が下り次第、「許可証」が発行されます。許可が下りるまでは、告知、広報、募集等はできませんので、ご注意ください。
- (4) 行催事等の開催・ロケーション撮影の実施
 - ・行催事等の準備及び開催にあたっては許可証に書かれてある許可条件を守ってください。行催事期間中、ロケーション撮影中は許可証をすぐに提示できるようにしておいてください。
- (5) 行催事等の終了
 - ・イベント終了後はイベント会場、および更衣室の利用がある場合は更衣室の清掃を行ってください。
 - ・各イベント会場や更衣室にゴミや落し物、イベントの残置物が残っていないかを確認していただき、すべての後片付け終了後、担当者に連絡をとり利用エリアの最終確認を受けてください。

■許可の取消し・申請の取消し・申請内容の変更

- (1) 申請書に記された内容・目的に偽りがあった場合等、次の事項に該当した場合は許可を取消し、利用中であっても利用を停止又は制限させていただきます。
 - ・申請内容に偽りがあったり、不正な手段により許可を受けた場合。
 - ・許可条件を守らない場合。
 - ・公園の保全、又は公衆の公園利用に著しい障害が生じた場合。
 - ・公園の運営上、又は公益上やむを得ない必要が生じた場合。
 - ・許可を受けた行為が公園のイメージを著しく損なう場合。
- (2) 許可後の申請を取り消す場合は、速やかに担当者へ連絡してください。内容の変更を行う場合は、担当者へ連絡し、許可申請変更届提出等の手続きを行ってください。

■利用上の注意事項

(1) 荷物の保管・搬入搬出

- ・利用日前後の荷物の預かり、保管は行いません。また申請者が持ち込んだ備品、物品等については、申請者の責任の元保管をお願いします。
- ・物品の搬入搬出がある場合は、事前に担当者と打合せを行ってください。なお、搬入搬出にあたっては、必ず必要な養生を行ってください。所定の養生が認められない場合は、搬入搬出作業を中止していただく場合がございます。

(2) 園内の交通ルール

運転者は常に安全運転に心掛け、事故防止に万全を期するとともに下記事項を厳守してください。詳しくは公園事務所が定める、園内車両運行（マニュアル等）に準拠します。

- ・園内への車両の乗り入れは最小限とし、原則資機材運搬のための車両のみ入園可です。そのためセダンやクーペなどの乗用車の乗り入れはできません。
- ・資機材搬入等を終了した車両は駐車場等へ速やかに移動してください。
- ・指定された区域外の園路及び芝生には絶対に立ち入らないでください。
- ・運転席の前面に許可証を掲示し、園内標識に従ってください。
- ・制限速度は管理用道路 20 km /h 以下、その他の園路 10 km /h 以下を厳守し、左側を走行してください。
- ・園内は歩行者優先であり、クラクションの使用は禁止します。
- ・開園区域内の園路は原則として駐停車は禁止です。ただし、許可を受け駐停車する場合は車両の前後にセーフティコーンを置いてください。
- ・交差点付近での駐車は禁止です。
- ・園内で運行しているパークトレインとすれ違う場合は、運行に支障のないように停止してください。
- ・パークトレイン及び前を走る車両の追い越しは禁止です。
- ・車内での喫煙、アイドリングしての駐停車、運転中の携帯電話の使用、トラックの荷台へ乗車しての走行は禁止です。
- ・4t 以上の車両は、重車両等基本通行ルートのみでの走行とします。

(3) 会場の設営撤去・ゴミ処理

- ・物品の運搬、組み立て、設営等会場の準備は申請者が行ってください。また、撤去終了後、申請者は利用した施設を原状に回復するとともに、担当者の確認を受けてください。
- ・行催事等で発生したゴミは、申請者ですべてお持ち帰りいただくか、ゴミ回収業者への回収を依頼してください。園内への回収を依頼する場合は必ず担当者へ連絡してください。

(4) 電気・水

公園内の電気を使用することはできません。電気を使用する場合は、申請者自身で発電機等をご用意ください（必要に応じて消防等への申請が必要です）。水の使用は一般利用の範囲内（手洗いや給水）は可としますが、それを超えての使用はできません。大量に水を使用する場合は、事前に担当者へご相談いただき、使用量分の水道料金を後日お支払いいただきます。

(5) 物品の貸し出し

ラインカー（本体のみ、パウダーはご準備ください）、リヤカーは無料で貸し出しを行っています。ご希望の場合は、必ず事前に担当者へご相談ください。上記以外の物品の貸出は行っていません。

(6) 下見

行催事等の下見で来園する場合、1 回のみ下記の通り入園料が免除となります。必ず事前に担当者へご連絡ください。

	イベント参加者数		
	100 名以上	30 ～ 100 名未満	30 名未満
入園料	10 名まで免除	5 名まで免除	1 名まで免除
駐車料	10 台まで免除	5 台まで免除	1 台まで免除
レンタサイクル	10 名まで免除	5 名まで免除	1 名まで免除

(7) 入園料

- ・入園料は大人（高校生以上）450 円、シルバー（65 歳以上）210 円、中学生以下無料です。20 名以上の団体の場合、大人が 290 円となります。
- ・100 名以上の場合は仮入園券の使用が可能です（大人 290 円、シルバー 210 円）。仮入園券は申請者による後払いとなり、当日精算となります。
- ・行催事等を行う際、準備日についても同様に入園料が発生します。スタッフや業者が開園時間外にガードマンボックスから入園する場合も同様です。

■禁止行為

本公園では、安全で快適な公園利用を確保するため、次の行為を禁止としています。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 花卉又は果実種子等を採取すること。
- (3) 指定場所以外の場所でガスコンロ、石油コンロ、並びに花火等の火気を使用する行為。

- (4) 立入禁止区域内に立ち入ること。

- (5) 指定場所以外の場所に車両を乗り入れること。

- (6) 喫煙場所以外での喫煙。

- (7) 自転車の利用に関し次の各号に掲げる行為。

- ・定められた駐輪場以外の区域の自転車放置。
- ・過度なスピード走行。
- ・無理な追い越し。
- ・走行中の携帯電話の使用。
- ・定められた方向以外の走行。
- ・サイクルコース以外の走行。ただし、許可旗をつけたものについては必要に応じてこの限りではない。

- (8) 他の利用者の快適性を明らかに損なう音響の発生。

- (9) 他の利用者の安全又は公園施設の正常な利用に支障を及ぼす行為。

- (10) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること（本公園の利用に係る行催事等のポスター等を除く）。

- (11) 公園事務所長の許可なく、洗濯、寝泊り等をする行為。

- (12) 指定場所以外での一輪車、野球用具類等を使用する行為。

■持込禁止物件等

本公園では、安全で快適な公園利用を確保するため、次の物件の持込を禁止又は制限を行っています。

- (1) 公園内への持ち込みを禁止する物件

- ・銃及び刀剣類（モデルガン、木刀、竹刀を含む）
- ・ブーメラン、弓矢、パチンコ、ラジコン飛行機、ドローン等
- ・捕鳥網、植物採集道具、釣り道具類
- ・木製・金属製バット、硬球、スケートボード
- ・爆発性、引火性の高い花火、火薬、大量のガス、油脂類及び火を使用する器具類（定められた場所で使用する家庭用のガス器具類、行催事を除く）
- ・その他、公園利用の妨げとなるおそれが生じるもの

- (2) 指定場所における使用等の条件付きで持込を認める物件

- ・球技用ネット
- ・一輪車、ローラースケート、インラインスケート、キックボード
- ・野球用具類（硬球を除く）、ターゲットバードゴルフで使用するゴルフ用具類
- ・テント（個人利用）、タープ、パラソル、デッキチェアー
- ・その他、特定の場所が必要と思われるもの

■免責

当公園利用中に生じた人身事故及び物品の盗難、破損等については、申請者が責を負うものとします。

■申請書類一覧

- (1) 行為の許可に対する申請（12 条申請）

【提出期限】行催事開催の 2 カ月前（新規は 3 カ月前）まで
ロケーション撮影の場合は撮影日の 1 カ月前まで

- ・許可申請書（12 条）
- ・実施計画書
- ・使用箇所図 ※マラソン等の場合は各コース図も添付
- ・運営組織図
- ・収支計算書 ※参加料を徴収して行う場合
- ・緊急連絡体制図
- ・その他資料

- (2) 占用に対する申請（6 条申請）

【提出期限】行催事開催の 1 ヶ月前まで
・許可申請書（6 条）

- ・仮設物設置箇所図
- ・会場図
- ・仮設物姿図
- ・占用面積一覧 ※日ごとの占用面積がわかるもの

- (3) その他

【提出期限】行催事開催の 10 日前まで
・仮入園券申込書
・車両入園申請書

■占用料の納付

仮設物を設置したり、一定の面積を占用して使用する場合、その面積に応じて占用料（額は許可証に明記）が発生します。行催事等の終了後、国土交通省関東地方整備局から送付される納入告知書に基づき、指定金額をお振込みください。